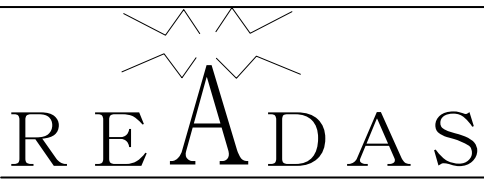


第 4662 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 2月 5日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 賃貸用建物の立退き費用等

Q：私は賃貸用建物を所有していますが、相当古い建物なので入居者もなかなか集まりません。そこで、入居者に立ち退いてもらって駐車場経営に変更しようと思っています。この場合の入居者の立退き費用や建物の取り壊し費用は、どのように取り扱われますか？

A：必要経費になります。

【解説】

所得税では、居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産を取り壊し、除却、滅失その他の事由により生じた損失の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額及び資産の譲渡により又はこれに関連して生じたものを除く）は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入するとしています。

したがって、お尋ねの立退き費用や建物の取壊し費用は、必要経費に算入されることとなります。

ただし、建物を取壊して駐車場をするのではなく、その土地を譲渡するという場合の立退き料や取壊し費用には、この取扱いは適用されず、この場合には、譲渡費用として取り扱われることとなります。

